

川崎市電気用品安全法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電気用品安全法(昭和36年11月16日法律第234号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和37年8月14日政令第324号。以下「令」という。)及び同法施行規則(昭和37年10月1日通商産業省令第113号。以下「規則」という。)の規定により、川崎市が処理することとされた事務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第45条第1項の規定により、電気用品の販売の事業を行う者(以下「販売事業者」という)に対し、その業務に関し、報告をさせること。
- (2) 法第46条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (3) 法第46条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、電気用品を提出すべきことを命ずること。

(報告の徴収)

第3条 市長は前条第1号の規定に基づき、必要と認めるときは、販売事業者から報告を徴収するものとする。

- 2 報告をさせることができる事項は、令第3条第2項の規定により、その販売に係る電気用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該電機用品の販売の業務に関する事項とする。
- 3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。
- 4 報告の徴収を行った場合は、遅滞無く、規則様式第19による報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査(以下「立入検査」という。)に従事する者(以下「検査員」という。)を定めて、法第46条第3項の規定に基づき、規則様式第15又は経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年10月22日号外経済産業省令第77号)別記様式による身分を示す証明書(以下「立入検査証」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、毎年度当初に、当該年度において重点的に立入検査計画を行う電気用品及び販売事業者を決定し、立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。
- 3 検査員は立入検査に際し立入検査員証を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 4 立入検査は、2名以上の検査員で行うものとする。
- 5 検査すべき対象は、販売事業者が販売又は販売の目的で陳列している電気用品とする。
- 6 立入検査は、次の各号に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 表示の付していない電気用品を販売していないかどうか。
 - (2) 電気用品に適正な表示が付されているかどうか。
 - (3) 法の趣旨を把握させること。
- 7 立入検査の結果、法第10条に規定する表示に係る不適合電気用品の販売又は陳列が確認された

場合、技術基準上の表示に係る不適合電気用品又はその他の違反電気用品であることを知りながら販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、以下の（１）から（６）を実施するものとする。また、技術基準上の表示に係る不適合電気用品又はその他の違反電気用品であることを知らずに販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、（１）、（３）及び（５）を実施するものとする。

- （１）直ちに当該電気用品の販売又は陳列を停止させること。
 - （２）今後そのような電気用品を販売し、又は陳列してはならない旨を指導すること。
 - （３）販売事業者に質問を行い、違反電気用品の販売又は陳列に至った経緯及び当該電気用品の製造事業者、販売経路等をできる限り確認すること。
 - （４）立入検査結果通知書（様式１）を、販売事業者立会いの上、その場で記入発行し、後日、改善報告書（様式２）の提出を受けること。
 - （５）規則第４７条第４項の規定に基づき、立入検査終了後直ちに、規則様式第２１による報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。
 - （６）（４）の改善報告書の提出を受けた後、速やかに立入検査結果通知書及び改善報告書の写しを、知事に提出すること。
- ８ 立入検査を実施した場合、販売事業者ごとに立入検査実施調書（様式３）を作成し、保存するものとする。
- ９ 当該年度の立入検査実施結果については、規則第４７条第３項の規定に基づき、翌年４月３０日までに、規則様式第２０による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に報告するものとする。

（電気用品の提出命令）

第５条 市長は、前条の規定により立入検査を行った場合において、その所在の場所における検査が困難であると認められる電気用品があったときは、その所有者又は占有者に対し、当該電気用品の提出を命ずることができる。

- ２ 市長は、電気用品の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者又は占有者に補償しなければならない。
- ３ 提出を命じた場合は、遅滞無く、規則様式第２２による報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

（実施細則）

第６条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

- １ この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

立入検査結果通知書

年 月 日

(販売事業者) 殿

市名 (所属名)

立入検査員 印立入検査員 印

本日、貴社(店)におかれては、電気用品安全法第27条第1項に違反して販売又は販売の目的で陳列している電気用品(法第10条に規定する表示に係る不適合電気用品又は、経過措置期間が終了している表示を貼付した電気用品)が次のとおり認められたので、直ちに当該電気用品の販売を停止し、今後このような電気用品の販売又は販売の目的での陳列を行わないように十分に注意すること。

また、当該電気用品の廃棄等の処分の方法(在庫品も含む。)、電気用品安全法遵守に係る社内等の改善措置等について速やかに改善報告書により報告されたい。

なお、当該電気用品を販売又は販売の目的で陳列した場合、電気用品安全法第57条により1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあるので念のため申し添える。

法第10条に規定する表示に係る 不適合電気用品名 (機種名、型番、定格等)	台数

年 月 日

川 崎 市 長

住 所
販売事業者名
代表者の氏名

改善報告書

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました次の電気用品については直ちに販売を停止し、次のとおり改善しましたので報告します。

なお、今後電気用品安全法第27条第1項に違反しないよう十分に注意いたします。

電気用品名 (機種名、型番、定格等)	
購入数量	
購入先	
保管場所及び数量	
販売場所	
主たる販売先	
当該電気用品に係る廃棄 等の処分の方法（在庫品 も含む）	
電気用品安全法遵守に係 る社内等の改善措置	

立入検査実施調書

様式3

川崎市 店舗名： _____

相手方対応者 _____

調査 年月日	電気用品名 (機種名、型番)	調査品に表示されている事項					違反の場合			
		PS-E マーク	検査 機関名	商標 又は 略称	定格 事項	長期使用製品 安全表示 (経年劣化に係る注意 喚起)	製造事 業者名 又は 輸入事 業者名	販 売 業者名	違 反 内 容	仕入先 名及び 所在地
年 月 日		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無		
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無		
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無		
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無		
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無		

* 違反がある場合は、「違反内容」欄に表示なし、記号なし、電圧なし、電流なし、製造事業者名（輸入事業者名）又は商標（略称）なし、表示不明瞭等と記載し、具体的内容を「調査品に表示されている事項」欄等又は別紙に記載すること。